

吹田市の成年後見制度に関する窓口の現状と課題、中核機関に求める機能（素案）

利用促進に必要な機能	窓口の現状と課題					中核機関に求める機能（素案）
	高齢福祉室	地域包括支援センター	障がい福祉室	相談支援センター	社会福祉協議会	
① 広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 司法書士会等専門機関との広報連携 チラシの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での出前講座や地域活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 司法書士会等専門機関との広報連携 厚労省、大阪府発行のチラシを窓口に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや社協だより、リーフレット、事例集を活用し、法人後見事業と日常生活自立支援事業について広報 権利擁護支援や意思決定支援に関する報告会や研修会を開催、事業所や家族会に対しては権利擁護の事業に関する説明会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> (高齢福祉室・障がい福祉室・相談支援センター) ・全市民的イベント等、広報の取組 ・わかりやすいチラシ、SNS発信等、全市民に向けた親しみのある広報 (地域包括支援センター) ・市民を対象とした一般的な内容の講座、介護サービス事業者や地域包括支援センター職員等高齢者支援に関わる専門職を対象とした法律や制度の詳細を学べる講座の開催と講師の派遣 (社会福祉協議会) ・制度や事業を必要としている人が必要な情報にアクセスできる仕組みづくり ・中核機関のみの独立したホームページ、リーフレットの作成 ・テーマごとの市民向けセミナーの実施 ・地域住民や専門職への意思決定支援についての理解の浸透
課題	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かな広報 ・全市民を対象としたイベント的な広報企画 ・わかりやすい広報媒体の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民に理解されやすい成年後見制度についての広報・啓発イベントの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・制度や事業について知らない方が多く、また相談するにも敷居が高いと感じる傾向があり、必要な方が利用につながっていない 	
② 相談受付	<ul style="list-style-type: none"> 実施 		<ul style="list-style-type: none"> 実施 		<ul style="list-style-type: none"> 実施 	<ul style="list-style-type: none"> (高齢福祉室・地域包括支援センター・障がい福祉室・相談支援センター) ・相談窓口としての周知 ・弁護士（リーガルサポート、法テラス等）との密な連携 (社会福祉協議会) ・権利擁護支援に関する相談について、入り口を広く敷居の低い機関づくり ・総合的な相談支援を行う仕組み ・法律職による専門相談の機能
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってわかりやすい相談窓口の周知 ・相談から後見人選任までの迅速かつ一貫した支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってわかりやすい相談窓口の周知 ・弁護士（リーガルサポート、法テラス等）との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・法律的な支援が必要な場合の法律職との連携 ・成年後見制度を含む権利擁護支援についての課題検討や総合的な支援を専門的にできる体制ではない 	
③ アセスメント・支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて包括センターに引継 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー、法テラス等と連携して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスなどの専門機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスや障がい福祉室と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の観点から、関係機関とのカンファレンスや、府社協、家庭裁判所への相談を実施 ・相続、債務整理、触法など法的な課題に対し、適切に法律職につなげている 	<ul style="list-style-type: none"> (高齢福祉室) ・複合的な課題がある世帯に関する中心的な支援 ・後見制度利用までに頻回、長期の支援が必要な世帯への伴走型支援 (地域包括支援センター) ・法律知識を要する困難事例等の対応に際しての助言 (障がい福祉室・相談支援センター) ・後見制度の利用が必要な世帯の抽出・検討 ・相談から後見人選任までの支援において各関係機関の役割分担の調整 (社会福祉協議会) ・権利擁護支援の観点から、成年後見制度以外の支援へのつなぎや、成年後見ニーズの共通認識などを各機関と共有、連携するネットワーク（協議会）が必要 ・アセスメントのための共通シート等のツール作成と共有
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談から後見人選任までの一貫かつ迅速な支援の実現 ・複合的な課題がある場合の関係機関の役割分担の調整 ・長期、頻回な支援が必要な世帯への支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談から後見人選任までの一貫かつ迅速な支援の実現 ・成年後見制度の利用が必要な世帯の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・法律に関わる支援や複合的な課題を抱えた家族支援の数が増えている ・関係機関との関わりがない方、又は連携が難しい方の支援が困難 ・権利擁護支援の観点から必要な支援の共通認識が浸透していないため、ニーズと支援内容が合わない支援へのつなぎが見られる 	
④ 制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立実務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親族申立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立実務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、親族申立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業利用者の成年後見制度移行支援 ・相談者へ制度の案内と支援機関の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> (高齢福祉室・障がい福祉室・相談支援センター) ・後見人選任までの期間、地域での見守り支援の調整 ・本人・親族申立に関する事務支援 (地域包括支援センター) ・後見人選任申立から選任までの間、法律知識等が必要とされる問題が発生した場合や頻回な訪問等の支援 (社会福祉協議会) ・市長申立での必要などを関係機関と共有しながら実施できる仕組みづくり ・申立について支援が必要な方に伴走支援 ・本人が安心してできるような候補者のマッチング
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が選任されるまでの地域での生活の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立事務の支援の後見人が選任されるまでの地域での生活の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立までの迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立事務の支援の多さ・煩雑さ ・利用者の成年後見制度への理解がなく、直前での拒否がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の申立について時間がかかるもしくは、労力がかかる ・成年後見のニーズがあるのに日常生活自立支援事業の方が費用がかからない、訪問頻度が多いなどの理由で成年後見制度の利用を躊躇することがある ・成年後見相当の診断書が出た場合、法テラスの利用が難しくなり法律職に申立て代理を依頼できず、やむを得ず書類作成をせざるを得ない場合がある 	
⑤ 後見人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応として個別に実施している。 ・報酬等への助成制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応として個別に実施するほか、地域活動に発展している地域もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応として個別に実施している。 ・報酬等への助成制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応として個別に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業からの引継の際に、支援内容や本人の状況、課題について共有し、引継後も必要があれば相談していただくよう伝えている 	<ul style="list-style-type: none"> (高齢福祉室・障がい福祉室・相談支援センター) ・後見人活動支援機関としての役割 ・被後見人からの後見人に関する相談窓口 (地域包括支援センター) ・家族後見人への支援 (社会福祉協議会) ・法律職と連携できる体制づくり ・本人や後見人が相談できることの周知が必要
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職・親族等後見人への支援窓口としての常設 ・被後見人からの後見人活動についての相談対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・専門職・親族等後見人への支援 ・被後見人からの後見人活動についての相談対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・法律職との連携 ・日常生活自立支援事業から成年後見人等へ引き継ぎの際の意思決定支援に関わるような本人の意思や選好の引継ぎ方 	

※地域における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備のための手引きP72を参考に作成